

第16回山梨県屋外広告物審議会議事録

日 時 平成23年11月22日(火) 午後3時～
場 所 ベルクラシック甲府 1階 しょうぶの間
出席委員 箕浦会長、齋藤委員、佐藤委員、鈴木委員、田中委員、原田委員、三好委員、渡辺委員
事務局 山口室長、樋口補佐、鈴木主査、宮下主任

- 1 開会
- 2 課長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 出席の確認 (箕浦会長他8名の出席となり、審議会が成立する旨を報告)
- 5 議 事 (鈴木委員と三好委員を議事録署名委員に指名し、議事に入る)

会 長 | それでは諮問案件1の説明を事務局からお願いいたします。

諮問案件1 区域の変更について

事 務 局 | (諮問案件1について説明)

会 長 | 多少、複雑な所もありますが、結論としましては、規制の見直しは行わないというものです。自動的に厳しくなるということになっているのですが、その適用を除外して厳しくするという規制の見直しを今回は行わない。それは甲府市の今後の景観計画の考え方に基づいて行われていくことになるというものです。今回のこちらの案件につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

鈴 木 委 員 | 4つの先導的景観地区とは、曾根丘陵の他にどこになりますか？

事 務 局 | 武田神社及び山梨大学周辺地区、甲府駅周辺地区、山梨学院大学及び山梨英和大学周辺地区となっています。

三 好 委 員 | 山梨学院大学と英和大学周辺地区とはどういう意味合いで規制をするわけでしょうか。

事 務 局 | この4地区は、今回定める景観計画で景観上重要であると位置づけ、その基本

的な景観保全の方針までを打ち出すこととしています。しかし、策定後に、地元調整を行いながら、建物はどうかなどの詳細な基準を再度検討する予定となっており、その作業は来年度以降の予定です。建築物等を誘導する基準を定めることになればその際、合わせて屋外広告物も誘導することが想定されます。そうすると、この制度を使って規制を厳しくしたりすることが必要となります。

三好委員 今の質問に関連することですが、武田神社や山梨大学などは何となくイメージとしてわかるのですが、学院とか英和大近辺はどのような保護すべき景観を甲府市ではイメージしているのでしょうか。

事務局 詳しくはまだ公表されていませんが、学園都市として周囲と一体的な都市景観というようなイメージになるようです。

田中委員 二つ質問があります。まずは考え方の2行目の中で、将来きめ細やかなとありますが、この将来とはおよそいつ頃を想定しておられますか。
それと関連いたしますが、この甲府市の景観計画の計画期間はどのくらいなのでしょう。

事務局 曾根丘陵地区は来年度に策定予定と聞いていますが、その他の地域は現時点では不明です。しかし、甲府市では、その他の地域でも住民説明会を開くなど、平行して取り組むと聞いています。
また、景観計画は終期がいつまでと決まっているものではなく、こうしようというルールがずっと続いていくものであります。ただし、今回の甲府市のように、一度策定した後も地域毎にもっと細かい基準が良いという場合には、追記や修正を行います。場合によっては、景観計画を全域にわたって内容を見直すことも考えられます。その場合、その時点からまた新しい景観計画となります。

田中委員 甲府市の景観計画策定委員会と屋外広告物審議会との関係ですが、先ほど、まだ詳しいことは言えないという説明の段階で、このように諮問されてよいのでしょうか。まだあまり状況が分からない中で何かを決めるというのはいかがなものなのでしょうか。

事務局 県は平成2年に自主条例として景観条例を制定しましたが、景観形成において屋外広告物はとても重要であるという考えのもと、景観法が制定された平成17年に、市町村の景観計画と県の屋外広告物条例がリンクするよう、景観計画の策定にあわせて自動的に屋外広告物の地域基準が厳しくなるという条例改正をして、運用してきました。

しかし、実際に市町村が景観計画を策定していく中で、この仕組みがうまく機能しない事例がでてきました。それは例えば、制度改正当時景観計画は、清里地域のような小さなエリア毎に細かい計画をつくり、それら地域毎の計画を積み上

げることです。市町村全体の景観計画が完成すると想定していたのに対し、甲府市のように市町村合併したところは景観計画区域も広く、合併前の市町村毎の地域差を、景観計画で上手にまとめることが難しいなどの状況です。屋外広告物制度は規制を伴うので、このような場合は、景観計画と自動的にリンクするのではなく、一旦特例的に現状のままの規制強度にすることも必要と考えたところです。

その後の景観計画の追加や変更の内容を斟酌し、本日のように屋外広告物審議会の意見もいただきながら、屋外広告物の規制を見直していくことが重要と考えています。

箕浦会長 今の話で「第3種許可地域」が「第1種許可地域」になった場合、具体的に何がどうなるかという事例の説明をしていただくとイメージしやすいと思います。

事務局 お手元の法令集の39、40ページをご覧ください。例えばこれは建植の広告物といって柱を立てて看板をつけるもので、独立看板ともいいますが、自己の氏名・名称の広告物を自己敷地内に建てる場合、1種許可地域では高さが12m、2種、3種だと15m以内で、表示面積や総面積もそれぞれ規定されています。

第1種許可地域というのは、上から3つ目に厳しい地域です。県内はほとんどが第2種許可地域であり、お手元の資料で緑色になっている部分ですが、仮に今回、景観計画策定に合わせて自動的に処理すると、第2種許可地域の全てが一段厳しい第1種許可地域になってしまいます。

箕浦会長 いきなり商業地域のようなところまで厳しい規制にすることはできないということで、甲府市全域を一律に厳しくするのではなく、もう少しきめ細かく状況に応じて規制を見直していこうという主旨ではないかと思います。

一見すると厳しくすべきところをしないということですから、後ろ向きのようにみえますが、現状に即してきめ細かい景観形成をしていくため、また当初の想定していなかった範囲での景観区域の指定があったということも踏まえて、このような案件になっているものと理解しますが、いかがでしょうか。

三好委員 今回のこの審議案件は、条例のどれに該当する部分ですか。第42条第2項の中で該当する条項というのは何でしょうか。

事務局 第42条第2項第1号の中にある「第7条第1項第三号」の部分に該当し、今回審議を頂いております。

箕浦会長 他にいかがですか。

田中委員 審議会で意見を聞くのは、甲府市が景観計画を策定した後ではなく、策定前のこのタイミングでよろしいでしょうか。

事務局 策定と同時に地域基準が変更される仕組みになっていますのでこのタイミングで検討し、今のまま留保して将来細かく厳しくしていこうという考えです。

箕浦会長 自動的に厳しくする場合も審議会に諮るのでしょうか。

事務局 規定どおり自動的に厳しくするのであれば、審議会にかけることはありません。

箕浦会長 今回については、適用を除外するために審議会にかけるということですね。基準を厳しくしないだけですが複雑ですね。

佐藤委員 私は、看板組合の代表として出席しているのですが、厳しなるという言葉に対してはすごく敏感となります。将来厳しくする考えだけでも、当面今のままでいいという整理だと思えますが、業者はどうすればいいのでしょうか。

事務局 この審議会の答申を受け最終判断は知事が行いますが、現行どおりの方がいい、景観計画ができて現行基準のままでいいと知事が判断すればそのままです。

佐藤委員 これまでも、規制地域の指定というのは、知らないうちに決まってしまうました。先ほどから言われている4地域についても、たぶん道一本で基準が右と左で大きく違うような厳しい制度をつくらなければ、新たに制度基準をつくる意味が無いと思いますが、そういう計画は甲府市が策定するということですか。

事務局 景観計画は市で策定します。ただし、景観計画の策定は行政が一方的に決めるのではなく、景観法で、住民の意見を聞きながらとされています。そのため、説明会などを行いながら必ず住民の意見を聞いて策定します。

箕浦会長 業者さんに限りませんが、勝手に決まって勝手にはじまるより、多くの市民が承知する中で制度が変わっていくというのが望まれる形ですので、景観計画については甲府市が進めています、そうなることを期待したいと思います。他にご意見ございませんでしょうか。

三好委員 適用除外区域は告示するのでしょうか。

事務局 県の公報で告示します。

三好委員 告示するのは、新年度に入ってからでしょうか。

事務局 甲府市の景観計画が施行されるまでに告示します。

箕浦会長 ご意見も出尽くしましたが、今のところ反対というご意見はいただいておりま

- せんので、事務局からの提案どおり承認するということよろしいでしょうか。
- 一 同 異議無し。
- 箕浦会長 諮問案件1については、審議会として同意するという事で意見集約したいと思えます。
- 箕浦会長 それでは、諮問案件2について、事務局から御説明をお願いします。
- 事務局 (諮問案件2について説明)
- 箕浦会長 只今、多くの課題について御説明いただきましたが、今日の審議会で諮問されていることは具体的にはどういうことですか。
- 事務局 これらの課題に対して皆さんのお考えを聞かせていただき、課題に対し、今後こういう検討をしていくべきとの意見をいただければ、それを尊重し検討をすすめたいということです。
- 箕浦会長 これまで審議会では、こういう抜本的な課題について議論をする機会がなかったのですが、今回は事務局から、大きな見直しも含めて様々な課題をまとめたいただきました。
- まずは大きな方向性として、このような課題に対して取り組んでいくべきか、あるいはどう取り組むのかということでご意見があれば伺いたい。
- もうひとつは個々の課題について、いろいろご意見ご質問があれば伺いたいと思えます。
- 三好委員 違反広告物処理についてのフローですが、はり紙についてはどうなりますか。はり紙以外とありますがちらしのようなものが問題になると思いますが。
- 事務局 はり紙も簡易除却するのですが、除却した時点で破れたりして保管の意味がないため、このフローチャートでははり紙を除いています。簡易除却は行いますが、保管はせずにはがした時点でそのまま廃棄します。
- 箕浦会長 はり紙については、簡易除却は行うけれども保管やその先のプロセスにはいかないということですね。
- 三好委員 そうすると、風俗などの俗に言うピンクチラシが問題になっていると思えますが、そういったものを簡易除却して廃棄するという事は条例上どうなるのでし

ようか。また、簡易除却は実施していますか。

事務局 条例ではなく屋外広告物法の規定によります。3ページの法第7条第4項に簡易除却について書いてあります。違反した広告物が、はり紙、はり札、広告旗、立看板の場合簡易除却の対象になります。保管については次の第8条で規定されています。通常簡易除却したものは保管して、価値があるものは売却して代金を保管するという流れになりますが、はり紙は保管の意味がないので、第8条でもはり紙は除くとあります。はり紙ははがした時点で処理終了となります。

三好委員 例えばはり紙については、知事が自ら除却するか委任したものに除却させるということになっていますが、なかなかそれが追いつかないという問題もあると思います。宮城県では俗に言うピンクチラシ条例があって、私人でもはり紙の様なものは自ら除却できるので、そういうことも方法としてあると思います。

事務局 これについては、本県では「ふるさと美化委員」という制度があり、警察の補導員に委嘱し、監視員と同じ簡易除却をお願いしています。こういう方は見つけた場合簡易除却できますが、実は最近、はり紙そのものが非常に少なくなっています。ただし、将来また増えるかもしれませんので今後拡充も検討します。

三好委員 是正指導で、最終的に行政代執行をかけるのは県ですか、市町村ですか。

事務局 事務を行っているところが県であれば県、市町村であれば市町村が行います。

原田委員 自動販売機によくはり紙が貼ってありますが、例えば、私のはがした場合は法的に何か問題はあるのでしょうか。

事務局 権限がある人しかできませんが、自動販売機の持ち主ははがしても大丈夫です。

渡辺委員 屋外広告物の制度に違反した場合にペナルティはないのでしょうか。我々は建築の設計をしていて、広告物の建築確認を出すこともあるのですが、姉齒の偽装問題以降、ライセンスを持って営業している我々に対するペナルティが非常に厳しくなってきました。そのため建築基準法に違反するようなことは最近だいぶ減っているようですが、屋外広告業も登録制度がありますので、この登録制度でペナルティ的なものがあれば変わるのかなと感じます。

事務局 業の登録制度においても違反行為に対し登録を取り消すことができるので、これを活用していく考えはあります。ただ、一度の違反で即取り消しかというと、客観的に判断し、取り消しに値するかどうかの基準が必要だと考えています。今後は、業者の実態を十分把握し、整理した上で慎重に制度を活用したいと思います。

箕浦会長 これは、制度があるということと、制度をきちんと運用するということの両面があると思います。業者に対する指導で一番厳しいのは登録の取り消しという話ですが、どのような状況でしょうか。

事務局 登録制になって5年が経過しましたが、まだ本県では取り消しをした例はありません。他の県でも取り消し事例は聞いていません。本県のみならず登録制を今後うまく運用していくことが全国的な課題となっております。

箕浦会長 基本的にはフェアにできるという中にルールがあるのですから、ルールを守らない人が得するような仕組みであってはならないと考えます。未許可なものが沢山確認されたという話もありましたが、きちんとチェックすることが重要で、結果的にしっかりとやっている業者さんを守っていくことにもなると思います。

渡辺委員 違反は、登録していない業者がやるケースが多いのではないのでしょうか。

事務局 登録もしていない業者は、大体違反広告物しか作っていないと思います。

佐藤委員 条例は昭和25年から施行されているのですが、昭和の時代は、殆ど守られていなかったと思います。しかし平成に入ってから、県の指導や市町村の指導があり、うちの組合員に関しては施主さんにきちんと説明してやっています。しかし、私たちの場合は、どういうふうにしたら商売になるかという狭間にいることも事実です。

景観については、景観という言葉が一人歩きしてしまっているように思います。本当はここにいる人の頭の中にはみんな違う景観があるのに、1つのものを作ろうとしていることに無理があるのではないかと思います。

また、先ほど信玄公祭りについて、民間の主権になったからこれまで同様に許可不要で看板を設置することはできないという話ですが、主権が民間とはいえ、行政は活気を出そうとしていることに対応を考えることも必要だと思います。

B1グルメを開催する場合、看板屋が6社位必要で、数にしたら1000本を超えます。実際これらを全て申請したら行政もすぐに審査できないと思います

このようなことからしても、信玄公祭りのような地域おこしをする時は、行政主体か民間主体かで差をつけるのはあまり望ましいことではないのではないかと思います。

もう一点、LEDの看板についてですが、いろいろな看板が出てくるのはやむを得ないことと思いますが、LED看板は看板業者が設置するのではなく、他県から営業で売りに来た商品を買って設置していることがあります。この場合の問題は、制度の説明を受けないまま設置してしまうことです。1基60万円位する高価なものを、5年、6年契約のリースで設置しているのがほとんどです。

それらを撤去する方向で進める場合、リース期間中であればちょっと待っても

らうとか、広告主も知らずに設置してしまったものは、是正の時に改善の猶予期間みたいなものを考慮してほしいと考えます。

また、なぜそういうことを言うかといえば、行政自ら積極的にLED看板を設置しているからです。民間看板のLED看板の是正指導を行うのであれば、警察とか、各市町村でも、行政自ら外すとか文字が変化しないようにするなどの対応をした方が、住民の皆さんの理解も得やすいと思います。

原田委員 LED看板では、最近袖看板が目につくことが多いのですが、高い所であれば道路上でも設置できるのでしょうか？

事務局 道路上では、道路占用が必要です。

原田委員 それは申請すればできるのでしょうか？

事務局 許可が取れる場合と取れない場合があります。道路管理者の判断になります。

原田委員 目立つところに袖看板がでているとかなり気になります。

三好委員 袖看板の強度は建築基準法の適用を受けないのでしょうか。強度についてはノーチェックの状態になっていますね。大地震が起きたら看板が非常に危ないと言われています。これは法の不備だと思います。どこがやるのかという問題もありますが、縦割り行政でなく考えるべきだと思います。

佐藤委員 自立看板に関しては4mを超えると確認申請が必要になりますが、一番危ないと思うのは高さは低い横に長いものです。自分が建てる場合は後ろに控えを取るとか考えますが、特に道路際にあるものは危ないです。

三好委員 どこが規制するのかというのがありますが、条例をもっているということで中長期的な課題として規制を検討していくべきだと思います。

鈴木委員 19ページに車体利用広告物についてありますが、何か基準がありますか。

事務局 一方向の表示面積の上限や、表示面積の合計と車両の表面積に対する割合の上限をなどの基準があります。

箕浦会長 屋外広告物の制度は複雑です。審議会の委員自身も、審議会に出席するたびにその都度学び直すという感じが強いです。まして一般の市民の方々には、中々知られていないことが大きな問題です。どう啓発していくのかということも含めて大きな課題のひとつとして挙げるべきだと思います。法律の言葉そのまま、例えば「第1種許可地域」ではなく、もう少しわかりやすい表現で説明するようにする

とか、また、その周知のための仕組みも工夫し、単にパンフレットを作ればいいという考えではなく、わかりやすさも検討していくべきだと思います。

事務局 啓発については、これまで屋外広告業者さんを対象にすることが多かったのですが、これからは広告主に対しても大きくPRをしていかなければならないと考えています。それは、広告主にも大きな責任があるからです。コンプライアンスが問題になったときには、一番大きな痛手を受けるのは広告主の皆さんですよということを周知するのが重要ではないかと思います。

「信玄公祭り」や「甲府大好き祭り」の様なお祭りの扱いについては、少しずつ開催形態が変わっていく中で、いい悪いはともかく条例あるいは法令違反という様な話になるとよくないので、屋外広告物を所管する部署として、制度的に問題の無いように整えなければならぬと考えています。

LEDについても、中心街のにぎわいとしてのLED看板の効果を認めつつ、信号機の近くなどの危険なLED看板とのすみ分けをメリハリをつけてやっていくべきと考えています。技術が発達し、今後の広告媒体として無視できないため、景観上の問題を適切に処理できる制度が必要と考えています。

箕浦会長 まだ、いろいろと議論すべき点もあるかと思いますが、本日はこれから検討していきましょうという課題を出していただいたところですので、継続して議論していくことになるかと思っています。ただ、どういうスケジュールでやっていくのか、ゆっくりといろいろな人の意見を聞きながら成熟した議論をしていこうということなのか、比較的早く問題があるところを具体的に制度に盛り込んで対応していこうということなのか、意見が分かれるところもあるのではないかと思います。事務局としてはどのようなお考えか教えていただけますか。

事務局 今回、課題について審議会として検討を進めるべきとのご意見をいただければ、次の審議会の内容を詰めたものをお諮りしたいと考えています。できれば1月に審議会を開催させていただき3月に条例改正を行いたいと考えています。

ちなみに、担当者の勉強会は2年前から開催し、いろいろな問題点の解決策や方向性を探りながら検討してきました。また、行政評価の外部アドバイザーの先生方からも、屋外広告物行政を推進すること、具体的には是正指導の徹底と市町村への移譲を推進していくべきであるという意見をいただいています。

許可をとっていない看板が多数あることがわかってきた中で、先ほど議長が言われたように長い時間をかけて議論する制度の見直しもありますが、早期に指導をしなければならないという現状からまずはできることは早期に対応し、中長期で対応していかなければならない問題は、皆さんの意見を伺いながら時間をかけて検討していきたいというのが事務局の考えです。

箕浦会長 事務局の進め方の説明についていかがでしょうか。今日はこの位までをお認めいただいた上で、次回具体的な改正案というルールをどのように変えていくの

かご提案いただいて審議することになろうかと思います。さきほど佐藤委員の方からいきなり降ってくるのではなくてというお話もありましたが、その点はどうか。

佐藤委員 屋外広告物条例に違反しています、その看板は使ってはいけませんと言うと、他の看板が比較に出されます。その看板の設置時の基準はこうだからという説明は業者は分かってくれるが、お客さんはなんで急にそんなことを言うのかという話が多いです。そこは行政の方である程度の周知をはかっていただいた方が、私たちが動きやすいです。広告主にも納得していただいて、我々業者が言うことと同じことを行政が説明してくれれば、業者の説明も聞いてくれると思います。

鈴木委員 先ほど佐藤委員から、LED看板は県外の業者が入ってくるという話がありましたが、広告主が県外ということもありますね。県外で看板を作り、山梨県内に看板を出すとき、条例の罰則とか取締りの対象になるのでしょうか。

事務局 設置場所が県内であれば、県外の業者も対象になります。

鈴木委員 せっかく県内の業者がルールを守っても、県外の業者が計画的に違法に設置して逃げていくようでは、県内業者にとっては仕事を取られるだけで経済の面でもよくないので、県外の業者にもしっかりと対応していけたら良いと思います。

原田委員 先週浅草にいったら、町がすごくきれいになっていました。まちづくりで看板とアーケードなどがたくさんあるのですが、あれを見ると看板というのはこうすればいいんだなと勉強になりました。看板とアーケードとまちづくり全てをタイアップしてやっている感じでした。まちづくりと景観と看板をトータルに進めているところを一度視察に行くといいと思いました。

箕浦会長 実際に今機能しているのは全県的なルールですが、地域毎の景観づくりというものが基本にあるので、地域で良い景観をつくりたいという意欲があるところで活かすことができるルールになればいいと思います。

事務局 屋外広告物は、景観づくり、まちづくりと不可分ですが、県下22市町村で景観計画の策定に着手した中、来年の1月には「美しい県土づくり推進大会」を開催しようと考えています。ここで継続的な県民運動として景観づくりをしていこうと宣言し、美しい県土づくりを進めるために県民大会として準備しているところです。皆様にもご参加をお願いしたいと考えていますので、その節はどうぞよろしくお願ひします。

箕浦会長 その他ご意見等ございますでしょうか。
よろしければ、事務局で制度見直しの検討をさらに進め、次回の審議会で継続

して審議するという方向性についてお認めいただいたということで集約させていただきたいと思います。

活発なご意見ありがとうございました。以上をもちまして議事は終了とさせていただきます。

6 閉会

事務局 本日は、長時間にわたりご審議をいただきありがとうございました。本日、ご審議いただきました内容につきましては、審議会から知事に文書で答申する必要がございます。

後日、事務局で答申案を作成させていただき、会長にご確認いただくという事務処理でよろしいでしょうか。

(全員同意)

以上をもちまして第16回山梨県屋外広告物審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

本議事録は事実と相違ないことを確認したので、ここに署名、捺印する。

議事録署名委員

会 長

印

印

印